

- 名称 : ショートステイ『悠ゆうみなみちょう』
- 連絡先 : 〒371-0805 前橋市南町2丁目67-5 TEL 027 (212) 2555 / FAX 027 (212) 2330
- 事業所番号 : 1070104888
- ご利用定員 : 10名
- 算定項目 : 併設型ユニット型短期入所生活介護費<ユニット型個室>

<ご利用料金> ※下記以外に必要な費用もございます。詳細はお問い合わせ下さい (1日当たり：1単位10.17円で換算)

要介護区分	予防1	予防2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護保険の日単位	523	649	696	764	838	908	976
生活機能向上連携加算Ⅰ/月 100※3月に1回を限度							
生活機能向上連携加算Ⅱ/月	200※個別機能訓練加算を算定している場合は100(1月につき)						
機能訓練体制加算/日	12						
個別機能訓練加算/日	56						
看護体制加算Ⅰ1/日	加算なし		4				
夜勤職員配置加算Ⅱ/日	加算なし		18				
夜勤職員配置加算Ⅳ/日	加算なし		20				
※介護送迎加算(片道)/回	184						
緊急短期入所受入加算/日	90(7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)						
療養食加算/回	8						
認知症専門ケア加算Ⅰ	3						
認知症専門ケア加算Ⅱ	4						
サービス提供体制強化加算Ⅰ/日	22						
サービス提供体制強化加算Ⅱ/日	18						
サービス提供体制強化加算Ⅲ/日	6						
●介護職員処遇改善加算Ⅰ/月	所定単位×83/1000 単位						
●介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ/月	所定単位×27/1000 単位						
新型コロナウイルス感染症への対応※1/月	所定単位×1/1000 単位						

注1:※印は、ご利用された方場合のみ加算されます。 注2:●印は、ご利用されたサービス費により変動がございます。

※1国の定める事業所への令和3年9月30日までの上乗せ分

2. 食費・居住費

区分	基準額	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	(第4段階)	第3段階②※2	第3段階①※2	第2段階	第1段階
食費(個室)	1,990円(※3)	1,300円※2	1,000円※2	600円※2	300円
居住費(個室)	2,006円	1,310円	1,310円	820円	820円

※2令和3年8月1日より要件変更

※3一食単価内訳…朝:630円、昼:680円、夕:680円

3. その他の費用

料金の種類	金額
特別な食事の費用	行事食 通常の食費との差額
	選択食 100円/月
	その他の嗜好品 実費
	おやつピュッフェ・プレート 実費
特別な居室の費用	30円/日(1階2部屋 トイレ・納戸付)
理美容費	施設内掲示の料金表参照
個人的に持ち込まれる家電製品の電気料金	1機種 10円/日
	2機種以上 20円/日
教養娯楽費	実費相当額

◆ご希望によりご自宅と施設間の送迎を行ないます。但し、通常の事業の実施地域内のご利用が原則とさせていただきます。(土・日・祝日を除く)

通常の実施地域外の場合はご相談下さい。(交通費実費をご負担頂く場合もございます。)

◆通常の事業の実施地域・・・前橋市

<サービスコード表>

種類	項目	サービス内容略称	単位数	種類	項目	サービス内容略称	単位数
21	2411	併Ⅱ短期生活Ⅰ1	696	24	2411	予併Ⅱ短期生活Ⅰ1	523
21	2421	併Ⅱ短期生活Ⅰ2	764	24	2421	予併Ⅱ短期生活Ⅰ2	649
21	2431	併Ⅱ短期生活Ⅰ3	838	24	9200	予短期入所生活介護送迎加算	184
21	2441	併Ⅱ短期生活Ⅰ4	908	24	6275	予短期生活療養食加算	8
21	2451	併Ⅱ短期生活Ⅰ5	976	24	6099	予短期生活サービス提供体制加算Ⅰ	22
21	6113	短期生活看護体制加算Ⅰ	4	24	6108	予短期生活処遇改善加算Ⅰ	8.3%
21	6119	短期生活夜勤職員配置加算Ⅱ	18	24	6111	予短期生活特定処遇改善加算Ⅰ	2.7%
21	9200	短期入所生活介護送迎加算	184	21	6099	短期生活サービス提供体制加算Ⅰ	22
21	6282	短生緊急短期入所受入加算	90	21	6108	短期生活処遇改善加算Ⅰ	8.3%
21	6275	短期生活療養食加算	8	21	6111	短期生活特定処遇改善加算Ⅰ	2.7%
21	8300	地域通所介護令和3年9月30日までの上乗せ分	0.1%				